

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

第8回本部員会議

次 第

日時 令和2年4月16日（木）

午後5時～

場所 県庁5階 502会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) ゴールデンウィーク期間中の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

① 県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施について

② 企業等に対する休業要請と新たな支援制度の創設について

(2) その他

4 閉 会

県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動及び検温の実施について

◆趣旨・実施内容

県内における新型コロナウイルスの感染が拡大していることを踏まえ、県域を越えて県内へ移動する方々への啓発活動と任意での検温を行い、感染拡大を抑えるとともに、以下の効果も期待し実施する。

- ・「県外からの来県者」に対し啓発を行うことで、発症していない方も含め、来県後の慎重な行動を促す。
- ・発熱等の症状のある来県者に対し、相談先等を案内することで、早期の受診を促す。
- ・県民に周知することで、県外の親戚等に対し帰省等を控えるよう促す。
(妊婦に関しては、早めの里帰りを促す。)
- ・県外にも周知することにより、県外からの不要不急の来県を控えるよう促す。

◆実施期間・実施箇所

- 実施期間 試行期間：令和 2 年 4 月 18 日(土)～4 月 24 日(金) (道路は、4/18・19)
本格実施：令和 2 年 4 月 25 日(土)～5 月 10 日(日)

○実施箇所

(1) 高速道路等 3カ所

トラックやバスは対象外とする。
全ての車両を対象とするのではなく、協力いただける範囲で実施する。

※天候等によっては、実施方法を一部変更することがあります。

- ・試行期間 《4/18(土)～19(日) 10:00～16:00》

山形道(山形蔵王PA)

啓発活動及び任意での検温を実施。交通障害の発生や従事者の安全確保の状況を検証。

- ・本格実施 《4/25(土)～5/10(日) 10:00～16:00》

山形道(山形蔵王PA)、山形道(寒河江SA)、道の駅 米沢

啓発活動及び任意での検温を実施 (※実施場所により実施期間の変更の可能性あり)

(2) 鉄道(山形新幹線停車駅) 2カ所

山形駅 《実施時間 8:57 着～23:26 着/全 16 本》(想定)

米沢駅 《実施時間 8:20 着～22:51 着/全 16 本》(想定)

- ・試行期間《4/18(土)～24(金)》 実施時間を区切った啓発活動及び検証等を実施
- ・本格実施《4/25(土)～5/10(日)》 サーモグラフィーを設置し、検証結果を踏まえて実施

(3) 空港 2カ所

山形空港 《実施時間 8:15 着便～18:30 着便・運休便を除く》

庄内空港 《実施時間 8:05 着便～21:20 着便・運休便を除く》

- ・試行期間《4/18(土)～24(金)》 啓発活動と固定式の検温計での検温を促す
- ・本格実施《4/25(土)～5/10(日)》 サーモグラフィーを設置し、本格実施

(4) 都市間バス(仙台-山形間) 2カ所

- ・山交ビル、山形駅前 《実施時間 10:00～16:00》(想定)

実施期間を通して、啓発活動を実施(4/18(土)～5/10(日))

ゴールデンウィーク期間中の企業等に対する休業要請と 新たな支援制度の創設について

資料2

令和2年4月16日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

- (1) 要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動の自粛を要請
(休業又は夜間営業自粛)
- (2) 要請期間 4月25日(土)から5月10日(日)
- (3) 要請対象施設

施設の種類	要請内容	内 訳
○3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態		
飲食店等	夜間営業の自粛要請	飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等
遊興施設等	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、漫画喫茶、ネットカフェ、カラオケボックス、個室ビデオ店、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等
映画館等	休業要請	映画館、劇場、ライブハウス等
屋内運動施設	休業要請	運動施設(屋内プール等)、ボウリング場、スポーツクラブ等
○県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態		
宿泊施設	休業要請	ホテル、旅館等
観光地・温泉地にある店舗	休業要請	飲食店(昼間の営業のみも含む)、お土産屋等
立寄施設	休業要請	ドライブイン、道の駅、お土産屋、博物館、美術館、資料館、体験施設、遊園地等
屋外運動施設	休業要請	ゴルフ場
旅行業	休業要請	旅行業者
交通等	休業要請	貸切バス、旅客船(舟下り等)、ロープウェイ等

(4) 企業活動の自粛に協力する事業者への支援制度

緊急経営改善支援金

(新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討への支援)

(概要)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月25日(土)から5月10日(日)までの16日間に、県からの企業等の活動の自粛要請に協力する県内事業者(県内に前掲の施設を有する事業者)に対し、経営存続に向けて改善の検討を行ってもらうため、

企業規模に関わらず、1事業者あたり 10万円を支援

※ なお、4月25日以前から先行して新型コロナ拡大防止を目的に営業自粛に入っている事業者を含む

(支援対象事業)

新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討

(所要見込額)

県内 7,000事業者 × 10万円 = 7億円 (政府の地方創生臨時交付金の活用)

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
解雇等を行わない場合:
助成率を引き上げ
 - ・ 中小企業 9/10(現行4/5)
 - ・ 大企業 3/4(現行2/3)
- 非正規労働者(雇用保険被保険者でない者)の対象者への追加

【事業継続への支援】

持続化給付金(仮称)新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・ 全ての業種を対象
- ・ 対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通じた資金繰り支援(本県の商工業振興資金活用)等

- 実質無利子・保証料補助(3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3千万円
(対象要件)
 - ・ 個人事業主
(売上減少▲5%以上):保証料ゼロ、無利子(当初3年間)
 - ・ 中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上):保証料ゼロ、無利子(当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

商工業振興資金(地域経済変動対策資金)の無利子化(通常1.6%)

売上減少	貸付限度額
▲30%以上	5千万円 (無利子、保証料ゼロ)
▲50%以上	1億円 (")